平成２２年（フ）第１５７号
青森県南津軽郡田舎館村大字八反田字古舘119番地２　ロック八反田203号室
債務者　葛西　志保
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１６１号
青森県弘前市大字十面沢字轡124番地
債務者　長見　玲子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１６２号
青森県弘前市大字十面沢字轡124番地
債務者　長見　貴幸
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１６３号
青森県弘前市大字折笠字法立堂65番地
債務者　對馬　盛樹
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第８２号
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山ケ入54番地１
債務者　菊地　智明
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
熊本県玉名郡南関町大字高久野188番地
債務者　西山　昌真
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第５３号
熊本県玉名郡南関町大字高久野188番地
債務者　西山しげ子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第５４号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2058番地１
債務者　川冨美智代
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第５０４号
埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷烏嶽1221社会福祉法人毛呂病院障害者自立支援施設やすらぎ、住民票上の住所埼玉県入間市豊岡１丁目８番　１―515号
債務者　島貫　史隆
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２５号
静岡県掛川市満水12番地の１
債務者　榛葉　好子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
静岡県菊川市川上915番地の20
債務者　鈴木　孝明
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第１７４４号
名古屋市瑞穂区新開町14番３号
債務者　藤田　圭子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区大原396番地４
債務者　村島　明美
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第４２号
三重県尾鷲市大字向井134番地44
債務者　橋本　直子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第１０１７２号
大阪府吹田市岸部中３丁目５番22号
債務者　末吉　正成
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５０４号
大阪府箕面市粟生外院１丁目21番26―201号、住民票上の住所大阪府箕面市粟生間谷西１丁目４番６―403号
債務者　長嶺　裕之
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７５３号
大阪府八尾市上之島町北１丁目41番地の２　ハイツサングレース105号
債務者　熊下　　知
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部